

私大教連 かんさい

〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目1番39 新谷町第2ビル102号
TEL(06)4303-5400 FAX(06)6763-3206
o-sidaikyo@next.odn.ne.jp http://ksfpu.jimdo.com/
発行：関西地区私立大学教職員組合連合

1部250円(送料別)年間9回2000円(送料込)組合員の購買料は組合費に含まれています。

No.155・156 2020年5月29日

CONTENTS

- | | |
|---|---|
| 1面～2面
新型コロナから教職員・学生・大学を守れ!! 日本私大教連・学生団体FREIE・私大経営者団体が国に要請 | 7面
私大教連の動き
関西地区私大短大オンライン授業・生活援助一覧 |
| 3面
野党が共同で「学生支援法案」を提出 政府は細かな支援要件の「学生支援緊急給付金」を閣議決定 令和2年度文部科学省 第2次補正予算(案) | 8面
【全学生対象】オンライン授業などの修学環境整備のための給付 |
| 4面～5面
遠隔授業の苦心 | 9面～10面
文科省等の諸会議、発表資料 |
| 6面
遠隔授業にかかる労働量の増加と費用負担について(非常勤講師の場合) | 10面
今年の全国私大教研はオンラインで開催します |
| | 11面
検察庁法改正案の廃案を求める声明お詫び |



新型コロナから教職員・学生・大学を守れ!! 日本私大教連・学生団体FREIE・ 私大経営者団体が国に要請

新型コロナが大学生、大学教職員、大学にも大きな影響を及ぼしています。大学教職員は新入生と在学生の教育保障のため、慣れない遠隔授業の準備や運営で四苦八苦しな

生活費のためのアルバイトも出せず、企業倒産や解雇等が相次ぐなか学業継続に強い不安を抱えています。学生団体である「高等教育無償化プロジェクトFREIE」の調査によ

る、「13人に1人が大学を辞めることを検討し始めている」との結果も発表されています。そのような中、さまざまな運動がはじまり政府の政策を動かしつつあります。また、大学独自の努力による学生支援の政策も提示されています。

緊急要求「国立私立間の格差のない学生支援と遠隔授業の実施を保証する第二次補正予算編成を！」を発表し、3回(5月19日、5月21日、5月26日)の要請行動を行いました。

要請事項は、①国公私の区別なく留学生も含めたすべての学生を対象に授業料一律半額補助のための予算措置、②留学生を含めたすべての学生に1人10万円支給、③2020年度は就学支援制度の確認大学要件を適用しないこと、④私大に衛生確保のための施設設備経費184億円予算措置を行うこと、⑤遠隔授業の環境構築対策費を抜本的に増額すること、を求めています。

要請を行ったのは、与野党の衆議院・参議院文科委員会所属議員、各党政策立案機関の役員議員です。自民党、公明党、立憲民主党、国民民主党、日本共産党、日本維新

の会、れいわ新撰組の7党20議員です。

要請に対し
「すべてもつともだと思おう」「政府に補償を求めます」

要請に応じた議員・秘書からは、要請内容に対して「要求はすべてもつともだと思おう」(吉良州司議員)、「私大政策の貧困さを前提に考えなければ補償にならない。政府に補償を求めます」(吉良よしこ議員)、「私大と国立で格差があることを知った」(船後靖彦議員)と積極的に支持する反応を示されました。なかには事前に日本私大教連の要請文書にメーカーを入れて予習している議員や、文教に詳しい議員を紹介してもらえ

るなど要請行動の手ごたえを強く感じるものでした。以下要請を行った議員一覧。

要請を行ったのは、与野党の衆議院・参議院文科委員会所属議員、各党政策立案機関の役員議員です。自民党、公明党、立憲民主党、国民

・渡海紀三朗衆院議員(党学生支援PT座長)・馳浩衆院議員(文科委員会理事)・神山佐一衆院議員(文科委員、党副幹事長)・こやり隆史参院議員(文科委員、党教育文化関係団体委員会副委員長)

日本私大教連は、2020年度第二次補正予算に対する

要請行動

・浮嶋智子衆院議員(文科



委員会理事)

〔立憲民主党〕4議員

・川内博史衆院議員(文科委員会理事)・石橋通宏参院議員(政務調査会長筆頭代理)・杉尾秀哉参院議員(予算委員)・水岡俊一参院議員(文科委員会理事)

〔国民民主党〕3議員

・城井崇衆院議員(文科委員会理事)・吉良州司衆院議員(文科委員、党幹事長代理)・泉健太衆院議員(請願紹介、政務調査会長)

〔共産党〕5議員

・畑野君枝衆院議員(文科委員)・田村智子参院議員(党政策委員長)・吉良よし子参院議員(文科委員)・小池晃参院議員(書記局長)・宮本

徹衆院議員(予算委員)

〔日本維新の会〕2議員

・浅田均参院議員(政務調査会長)・森夏枝衆院議員(文科委員)

〔れいわ新撰組〕1議員

・船後靖彦参院議員(文科委員)

日本私大教連の要請事項の全文はこちら

https://ifpu.org/wp-content/uploads/2020/05/NSstatement_20200429_32-6.pdf

学生団体FREEは、

一律学費半額署名を

5日で1万筆

学生団体である「高等教育無償化プロジェクトFREE」は、4月22日、「新型コロナウイルス感染症の影響から大学・専門学校生を守るための緊急提言」を発表し、国公私立の学部生、大学院生、留学生を問わず、一律の授業料半額免除、他国の留学生や外国籍の学生へも1人10万円の給付金とその継続、遠隔授業に伴う費用負担の補填、留学途中で帰国した学生への経済的補填、当面1年間奨学金返済の免除等を求

めています。

「高等教育無償化プロジェクトFREE」は、4月24日から「国による一律学費半額と大学などへの予算措置を求める」ネット署名を展開し、5日間で1万筆の署名を集め、4月30日、国会に提出しました。

またネットでは、5月1日から「学生の「一律学費半額」運動を支持します。無償教育の漸進的導入を。政府に対して、学費無償化に向けて足を踏み出すことを求めます」との署名が、大学教員有志によって始まっています。

東京私大教連は5月1日から「国はすべての私大生に手厚い就学支援と遠隔授業の環境整備をただちに実施してください」とのネット署名をすすめています。

学生団体FREEの緊急提言全文はこちら

<https://www.free20180913.com/20200422>

国立・公立・私立大の

経営者団体が連名で

緊急要望

経営者団体である、日本私立大学団体連合会は4月

28日「新型コロナ

ウイルスの感染拡大に伴う学生支援にかかる課題」を発表し、授業料減免制度の復活、遠隔授業に向けた環境整備等への国の支援等を求めています。5月1日には日本私立大学協会が「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う私立大学に対する支援要望」を発表し、大学独自の奨学金等への財政支援、授業料減免制度の復活、遠隔授業に向けた環境整備等への国の支援を求めています。5月11日には国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会が連名で「新型コロナウイルス感染症に対応した学生への経済的支援に関する緊急要望」を発表し、留学生を含む学生への給付型の経済的支援、各大学が実施する授業料免除に対する国の支援、遠隔授業に伴う学生の通信環境や月々の通信料への国の支援を求めています。



日本私立大学団体連合会の要望全文はこちら

<https://www.shidaikyo.or.jp/topics/pdf/2004280002.pdf>

日本私立大学協会の要望全文はこちら

<https://www.shidaikyo.or.jp/topics/pdf/200501shidaikyo.pdf>

国大協・公大協・私大団体連合会連名の要望全文はこちら

<https://www.shidaikyo.or.jp/topics/pdf/20200511youbou.pdf>

野党が共同で「学生支援法案」を提出

5月11日、立憲民主党、国民民主党など共同会派と、日本共産党と社会民主党が共同で、「コロナ困窮学生支援法案」を衆院に提出しました。

法案の柱の一つ目は

「全学生の授業料一律半額免除」です。2020年度の授業料の軽減を行う大学等へ通う全学生を対象に、授業料(111万円が上限)の半額を免除します(予算は約1兆964億円)。

二つ目は「減収学生等

への一時金最大20万円の支給」です。新型コロナウイルスの影響により、アルバイト収入が一定以上減少している学生に上限20万円支給します(予算は約2160億円)。

三つめは「奨学金の返済免除」です。新型コロナウイルスの影響により、2020年度に返還期日が到来する奨学金の返還が困難な状況にあるときは、その返還を免除します(予算は約7155億円)。

政府は細かな支援要件の

「学生支援緊急給付金」を閣議決定

政府は、5月19日、「学生支援緊急給付金」を閣議決定しました。対象学生は国公私立の大学・短大・高専専門学校(日本語教育機関を含む)の留学生を含む大学生・大学院生となっています。対象者は約43万人で、給付額は住民税非課税世帯の学生20万円、それ以外の学生10万円で、予算は約530億円となっています。

す。しかし「支援対象となる学生の要件」が細かく決められており、その判断は大学に任せられているため、大学事務局は大変な状況となっています。

学生支援給付金の概要はこちら
https://www.next.go.jp/content/20200520_mxt_gakushu01_000007254_01.pdf

令和2年度文部科学省第2次補正予算(案)

生活に困っている学生等や芸術家・アスリート等の支援

◆困窮学生等に対する支援 153億円

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、困窮学生が経済的理由により修学を断念することがないよう、各大学等が行う独自の授業料等の軽減措置を実施するための経費を支援する。

◆文化芸術・スポーツ活動への緊急総合支援 580億円

○文化芸術・スポーツ活動の継続支援 509億円

舞台芸術等の活動自粛を余儀なくされたフリーランスを含む文化芸術・スポーツ関係団体等に対して、今後一層の感染対策をはじめとする、活動の継続に向けた積極的取組等に必要な経費を支援し、文化芸術・スポーツの振興を図る。

○文化芸術収益力強化事業 50億円

舞台芸術等において、各分野の特性を生かした新しい鑑賞環境の確立などの収益力確保・強化の取組を推進することにより、文化芸術団体の収益構造の抜本的な改革を促進する。

○スポーツイベント再開への支援 20億円

全国規模のスポーツイベントにおける感染症の拡大防止対策、集客のための広報、試合会場の確保等への支援、及び部活動全国大会の代替地方大会の開催への支援を通じ、スポーツイベントの円滑かつ本格的な再開又は開催を促進する。

大学や研究者への支援・研究基盤の強化

◆国立大学法人が行う短期借入に対する利子助成 3億円

新型コロナウイルス感染症の重症患

者の受入等を進める附属病院を有する国立大学法人が、民間金融機関から短期借入を行う際の利子を助成することにより、資金調達を支援する。

◆研究現場の環境整備を通じた研究活動の再開・継続への支援 30億円

博士課程学生等が研究活動を速やかに再開・継続できるよう、研究設備の遠隔化・自動化によって実験等が可能となるような環境の整備を図る。

◆研究現場におけるPCR機器の活用 5億円

新型コロナウイルスの検査体制拡大のため、検査協力を行う大学等に対し、協力による研究計画変更に伴い新たに生じる費用や、学内での検査体制構築に係る初期投資等の費用を支援する。

児童生徒等や学生の学びの保障

◆臨時休業に伴う児童生徒等の学びの保障 774億円

○学習保障等に必要的人的体制の確保 318億円

臨時休業の長期化や段階的な学校再開を見据え、退職教員や教職課程の学生をはじめとする大学生等、幅広い人材を雇用し緊急的に追加配置し、子供たちを誰一人取り残すことなく最大限に学びを保障する。

○学校教育活動再開支援経費 405億円
 学校の感染症対策等を徹底しつつ子供たちの学習保障を行うために必要となる新たな試みを支援するため、各学校が迅速かつ柔軟に対応することができるよう支援する。

○幼稚園におけるマスク購入等の感染拡大防止に係る支援 30億円

幼稚園における感染症対策の強化を図

るため、マスク・消毒液等の購入等や感染症対策を徹底するために必要な業務のかかり増しの経費を支援する。

○特別支援学校スクールバス感染症対策支援の拡充 16億円

障害のある幼児児童生徒の安全安心な通学環境を確保するため、特別支援学校のスクールバスにおける、感染リスクの低減を図るための取組を支援する。

○日本人学校教育環境整備事業 5億円

日本人学校の児童生徒の学びの保障のため、児童生徒・教師に対する1人1台端末の整備やICTを活用した教育体制構築に関する実証事業等を支援する。

◆大学・高専・専修学校の遠隔授業の加速 73億円

新型コロナウイルス感染症の長期化により、実施のニーズがある全ての大学・高等専門学校・専修学校において、遠隔授業の設備及び体制の整備を行い、デジタル技術を活用した高度な教育が提供できる環境の整備を推進する。

(令和2年度文部科学省第1次補正予算額27億円と合わせて、計100億円)

合計 1,617億円

【他省庁と連携する取組】

大学病院における高度医療提供体制の緊急強化

(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(厚労省)で対応)

医療従事者が安全・安心に診療に専念できるよう医療安全を確保し新型コロナウイルス感染症診療を行うために必要な医療機器や設備等の整備。

遠隔授業の苦心

講義は相性が良い、

演習は苦戦

突然の遠隔授業への移行。

みなさん、てんてこまいだと思います。本学は四月は全面休講、五月の連休明けから遠隔での授業開始となりました。そろそろスタートから3週間が過ぎようとしています。本学の場合は、事務の担当部局の方々の手厚い支援もあり、多少の混乱はありつつも、大きなトラブルはなくスタートできたようです。

初めての経験ばかりで大変でしたが、やってみると、遠隔の方が良い面も多いように感じています。もちろん、授業内容の特性によるものではありませんが、私が担当しているのは、オンラインドックスな大教室での講義科目が中心ということもあり、とりわけ、遠隔授業と相性が良さそうです。

たとえば本来の講義時間に別の仕事をすることもできませんし、時間の融通がしやすい。学生の側の方でも「一時停止や巻き戻しが自由にできる」「大教室より板書が見やすい」といったメリットを感じているようです。確かに動画の作成は時間もかかって大変ではあるのですが、通勤時間はかからないわけなので、トータルではさほど増えてはいない気がします。また、落ちこぼれそうな学生は、過去の動画に遡って勉強し直すこともできますし、本人にその気があれば、後から挽回するチャンスもこれまでより増えたように思います。

一方で、演習の方はなかなか苦戦しています。双方の音声のやりとりが必要になるわけですが、設定した時間帯によっては、回線混雑のためかほとんど音声が使えず、チャットで意思疎通をせざるを得なかったりします。学生の家庭環境もまちまちで、「同じ部屋でテレワーク中の親が会議をしているので声が出せない」「休校中の弟妹の世話をしながら受講している」といった状況もあったりするようにです。

もともと大学というところは数百人規模の九十分のイベントを一日に数十もこなす「大規模イベント施設」でした。しかし、コロナ・ウイルスが消えて無くなることがないとすれば、そうした元の姿に戻ることは、もうできないと考える必要があります。

遠隔授業というスタイルの中で、より良いやり方を模索していくことが必要なのだなあと覚悟を決めているところです。みなさん、共に頑張りましょう。

下地 真樹（阪南大）

学びの実態が見えない

自身が学生の頃にコロナ禍があったら、あっさりと半期休講で今のようなことはなっていないかっただろうなと思います。それが歴史の進歩と言えるのかどうかはともかく……

わたしは現在、本務校で7コマ、非常勤で3コマを遠隔授業で行っています。

本務校では当初GW明けから対面授業のはずが、緊急事態宣言のために急遽一斉にZOOM授業に切り替えられ、右往左往しながら今日に至ります。率直に言って、ZOOM授業開始までは新たに発生する手間を恐れ、避けたい事態ではありません。

実際自宅からのZOOM授業を始めてみると、まず自宅の通信環境が不十分で、それだけでも各授業2回程度不十分に終わらざるを得ませんでした。配布したもののプリントもシステム不備で再配布せざるを得ないとか、予期しない新たな問題が次々と現れてきました。

何よりも、これまで板書で行ってきた説明を全てPptスライドに書き換えて提示するのが、大きな手間になっていきます。自宅のホワイトボードを映し出す手もあるのですが、PCスペックの問題もあってカメラを使うと音声がかかる傾向にあります。「画面の共有」の

ほうが音声がかかれば学生の評判もよいので、pptスライドにせざるを得ません。

そのような教員側の努力に対して、こちらからは学生の学びの実態が見えないのがZOOM授業の一番の問題です。ゼミで対話すれば「まだベッドの上にいます」とか、周囲に複数誰かがいる状況がわからずまにわかりません。しかし、「プライバシー上の問題がある」として、カメラの強制オフは止めさせるような大学の側の要請もあります。また、受講生全員のカメラやマイクを全てONにしたときに通信上の新たな障害が生じる危険性もあります。

今回のコロナ禍に関して、「9月入学」やら「遠隔授業の画期性」やらを声高に主張する大学関係者もいますが、確信的な「ショックドクトリン」論者は別にして、いずれの議論も「非常時」に行う議論ではなく、「常時」に十分準備されたならば長所が発揮されたかもしれません。しかし、今回のように仕方なしに唐突に行われた対応では、

いくら言いつくろつてもデメリットの方が大きくなる、それは学生側から提起されている「学費半額返還」論が明確に見抜いているところだと思います。

何よりも、わたしが手持ちの遠隔授業機器を更新する気がしないのは、大学に「遠隔授業に際して発生したカメラやマイクなどは経費として申請してよいのか?」と質問したことに對し、黙殺されたことがあります。大学だって、今回コロナ禍に便乗して「遠隔授業もエエよ」と言っているだけで、平時から遠隔授業に備えるつもりはさらさらなかったことがよくわかります(羽衣だけかもしれません)。でも、関大も何度もシステム固まってきましたからねえ……)。

棚山 研 (羽衣国際大)

各自で演習した成果物で

やりとり

前期は情報分野(プログラミング等)の演習形式での授業を担当しています。今のところ課題を用いた遠隔授業

を実施しています。完全なオンライン型授業を行わない理由の1つは、調べたところ少数ながら通信環境(量や速度)に不安がある学生がいることです。教科書は予め郵送され、学生は多少配布が遅れたものの、タブレット端末を所持しています。ま

ず教科書に関連した説明を加えた課題を作成し、これに記入してもらいます。この際、理解度を数字で表してもらいます。この後が問題ですが、各自でタブレット上でのプログラミングに取り組むこととなります。対面授業では、コンピュータ室でTA(SA)とともに、自分で考え、うまくいかないところを探して手直ししています。この過程をオンライン化する事は、各学生のディスプレイとキーボードを再現しない限り、困難だと思えます。現在学生とは、各自で演習した成果物(プログラム)に基づいて、感想や質問等のやりとりを行っています。初めは入門用としてとらえ、対面授業が始まったら、自習用の機器になると考えてい

ましたが、前期は基本的に遠隔授業という方針になり、少し作戦を練り直す必要があると考えているところです。

村田 史之(太成学院大)

質保証と

データダイエツトを

考慮しながら

1年次生の学科専門教育科目群の基礎科目を担当しており、大学のポートフォリオシステムを用いた遠隔授業を行っている。課題の提出のみでライブ授業と比べて通信量は大幅に少ない。

学生が問題を解くことで主体的な学びを促すことが期待できる。その反面、質保証を確保するための課題づくりにには気が重い。題材を考え、文章だけでなく、図やグラフを作って挿入したり、数式を挿入したり、課題作成にはかなりの時間を要する。

講義の1週間前までには、教科書にそつた課題を受講生に配信するようにしている。受講生は教科書を熟読しながら、課題に取り組み、レポートにまとめ、講義前日

までに提出することになっている。講義日には、その課題の解説資料を配信し、受講生はその資料を読みながら各自で振り返り学修をする。資料の最後にある課題を提出することで講義に出席したことになる。提出された課題に対して、コメントを書きフィードバックする。受講生は、フィードバックされたコメントにしたがって修正し、再提出する。正答になるまで繰り返す。やり取りが10回を超える場合もある。

水曜日と金曜日の週2回の講義なので、対面授業と比べて負荷は大幅に増大する。受講生も初めての経験で、再提出要請が繰り返されることで嫌気が増すこともあるだろうが、いまのところ、受講生の7割は一所懸命に取り組んでいる。時間を気にすることなく取り組み、夜中の3時頃に課題を提出する受講生もいる。最近の学生はwikipediaに頼って書物を読んで調べるともせず、十分に考えることとせず、すぐに「わからないのか、具体的に説明するこ

とができない。コミュニケーション能力を対面で会話する能力と持っている学生も多い。対面授業ができない今、書物を読んで、考え、論理的な文章を書いて議論するコミュニケーション能力を涵養してほしい。

大学共同利用機構法人情報・システム研究機構、国立情報研究所は、「情報通信回線は全国民が共有する有限の資源である。オンライン授業は通信量(データ量)が極力小さくなるように工夫しましょう。空いた通信回線の容量は、小学校低学年などFace-to-Faceが必要となる教育や障がい者への合理的配慮など必須の分野へ使ってもらいましょう」と提言している。本学では、春学期は原則、遠隔授業を行うことが決まった。質保証とデータダイエツトを考慮しながら遠隔授業に取り組みたい。

松下 尚史(岡山理科大)



遠隔授業にかかる労働量の増加と費用負担について（非常勤講師の場合）

関西圏大学非常勤講師組合 長澤 高明

各大学のコロナ対応の授業形態をめぐって、非常勤講師が置かれている状況についてご紹介します。

遠隔授業の方法は大学のプラットフォームを介して、①レジュメをアップして、詳しい説明を加える、②動画配信（ライブもしくは録画）、のいずれかを教員に選択させるというものが圧倒的に多いです。少人数クラスならZoomなどを使ってくださいという大学もあります。

問題は、いずれを選択したとしても労働量がいちじるしく増えるということと、備品（PC、スマホ、場合によってはマイクなど）をそろえるにあたって非常勤講師にはほとんど金銭の援助がないという事です。上記①の場合でも、（専任と同じく）毎回質問をメールで受け付けよ、小テストを何回か行え、レジュメに対するコメントを書かせよ、定期試験にかえて平常

点（レポートなど）に切りかえよ、シラバス自体を書き直せなど、さまざまな注文が来ますから、労働量がおびただしく増加しています。非常勤講師の多くは複数の大学を掛け持ちしていますから、各大学から送られてくる膨大なマニュアルやメールを読むだけでも時間をとられ、かつ気が滅入ります。10科目以上を担当している人もざらにいますから、その労働量たるや大変なものです。②については、

そのような道具や備品をすでに持っているはずだというのが前提です。非常勤組合が各大学に賃金割増や備品援助についての施策を問い合わせたところ、どの大学も、「労働量増加についてはすでに既定の賃金に組み込まれているものと考えている」「労働量増加は賃金割増の根拠にはならない」（じゃ、どうなれば賃金割増になるのですか？ それ

に、私たちの賃金は対面授業を前提としたものであって、今回は労働の質も量も変わっています、それも無視ですか？）、備品に関しては「動画配信が無理ならレジュメでよいという選択肢があるのでは、金銭援助は考えていない」「スマホやPCをもっていない場合は自腹で買うか、大学に出てきてPC教室を利用してほしい」「PCの貸出」というような回答でした。「備品援助はしないが、機械操作の講習会はあるから参加するように」というのもあります（交通費だけは出ます）。

動画配信が不得手でも、科目の特性（外国語科目など）によっては動画を配信しなくてはならないと言われ、悪戦苦闘している人もいます。私学は月給制ですから給与は保障されますが、国公立は回数制ですから回数減による賃金減もありえます。非常勤講師が抱えている問題の一端をご紹介します。これからも、各大学に支援を求めて運動しなければと考えています。

私大教連の動き（2月15日～5月14日）

- ◆民法協権利討論集会(2月15日)
- ◆日本私大教連権利対策部会(2月15日、テレビ会議)
- ◆羽衣国際大弁護士打ち合わせ(2月17日)
- ◆奈良学園大地裁・報告集会(2月18日)
- ◆追手門大弁護士打ち合わせ(2月19日)
- ◆第35回単組代表者会議・第1回研究会(2月21日)
- ◆羽衣国際大地裁(2月26日)
- ◆日本私大教連中央執行委員会(2月29日、テレビ会議)
- ◆日本私大教連中央執行委員会(3月1日、テレビ会議)
- ◆関西外大支援共闘会議役員会(3月6日)
- ◆追手門大弁護士打ち合わせ(3月9日)
- ◆関西外大弁護士打ち合わせ(3月11日)
- ◆羽衣国際大弁護士打ち合わせ(3月13日)
- ◆私大教連執行委員会(3月18日)
- ◆羽衣国際大地裁(3月26日)
- ◆関西外大弁護士打ち合わせ(3月30日)
- ◆関西外大弁護士打ち合わせ(4月1日)
- ◆羽衣国際大弁護士打ち合わせ(4月6日、テレビ会議)
- ◆私大教連組織部会(4月10日、テレビ会議)
- ◆羽衣国際大弁護士打ち合わせ(4月17日、テレビ会議)
- ◆私大教連執行委員会(4月22日、テレビ会議)
- ◆私大教連委員長・専従者会議(4月27日、テレビ会議)
- ◆日本私大教連権利対策部会(4月28日、テレビ会議)
- ◆私大教連かんさい編集会議(5月8日、テレビ会議)
- ◆私大教連執行委員会(5月13日、テレビ会議)

関西地区私大短大オンライン授業・生活援助一覧(各大学HPより)

2020年5月28日

	オンライン授業			生活援助等		その他
	開始	期間	学生通信機器について	生活援助 奨学金等	授業料延納等	
大阪電通大	5月11日	5月末日	PCルーター無償貸し出し(通信料6か月大学負担)	学生一律5万円	1か月延納	
阪南大	5月7日	6月末日	PC貸し出し。キャンパス内のパソコン開放	学生一律5万円。20万円貸し付け	8月末日までの延納	
関西外大	5月25日	春学期すべて	パソコン未保有の場合、図書館で受講可	学生一律5万円。谷本学業継続緊急支援奨学金	8月末日までの延納	
大阪商大	5月11日	前期期間		学生一律3万円。大阪商大給付奨学金。学業継続困難者への経済的支援。学生支援給付奨学金。短期貸付		教科書購入郵送費・図書館貸し出し郵送費を大学負担
大阪医大		5月末日				
関西医大		6月1週、2週より対面授業				
大阪夕陽丘短大	5月7日	5月末日				オンラインでできない授業は、8月4日から28日に補講
大阪千代田短大	5月18日	5月末日。希望教員は延長				従来より他府県からの入学者へ下宿補助月額3万円。2年72万円
羽衣国際大	4月15日	前期期間	iPad貸し出し	学生一律3万円		5月11日より一部対面授業開始
大阪歯科大	5月7日					
太成学院大	5月11日	宣言解除時期で判断	在学生ipad従来から支給	学生一律3万円	分納、延納。休学費用免除	
大阪芸大	5月8日			学生一律5万円。緊急奨学金20万円		
大阪女学院大	5月8日		ポケットWi-Fi無償貸与。	学生一律3万円。Wi-Fi無償貸与の場合は1万5千円。給付奨学金の要件見直し、緊急支援奨学金制度の検討		
梅花女子大	5月7日	6月29日から対面授業予定		学生一律3万円。特別給付奨学金拡充	前期8月末、後期12月末に延納可	
大阪大谷大	4月20日	8月31日まで、15週				
四天王寺大	5月9日		PCルーター無償貸し出し	就学支援金40名まで、30万円。奨学金600名、5万円(年収600万、家計2割減)		学生数4200名
プール短大						
奈良学園大	5月7日					
神戸女学院大	5月7日	8月7日まで	PC、カメラ、通信機器の貸与	学生一律5万円	5月上旬から8月31日に延納	
神戸女子大	4月20日	5月末日までの予定		学生一律5万円	授業料全部・一部免除対象増、延納	
甲南女子大	4月20日	前期期間		学生一律5万円。奨学金200名、30万円	延納	
高野山大	5月7日	8月28日				
岡山理科大	4月20日	8月8日	学科単位で機器貸し出し。実習室・図書館での使用可			
岡山商大	5月11日			授業料減免制度(2020年度のみ、困窮世帯学生対象)授業料の半額36万円、学費納入4月30日から7月31日に延納		
吉備国際大	5月7日	6月20日まで			4月27日期限を5月27日・7月27日に分納か、7月22日に延納	
就実大	4月22日		情報教室でのPC・プリンターの利用	学生一律3万円		
関西大	4月20日		PC無償貸し出し、ルーターは一人2000円負担で貸与	学生一律5万円。短期貸付額3万円→10万円に引き上げ	延納	
大阪経済大	5月11日		ルーター無償貸し出し	学生一律5万円		
桃山学院大	5月7日	7月23日まで。土曜日授業	PC、ルーター無償貸し出し	学生一律5万円。学費減免枠を10名→100名に引き上げ	一か月の延納	
追手門学院大	4月9日	7月22日まで		生計維持者の失業等による経済的支援(一人当たり半期授業料相当額)、生計維持者の収入減等による経済的支援(一人当たり30万円)、7月26日まで延納		
大阪成蹊大	4月20日		PC、キーボード貸与	学生一律3万円	分納、延納。授業料減免	
大阪薬大	5月11日	5月24日まで			一か月の延納	
大阪音大	5月16日	5月22日より対面授業	練習室一回90分(1人)、Wi-Fi貸し出し			
大阪健康福祉	5月18日		PC貸し出し	学生一律2万円		
大阪工大	5月7日	8月下旬。14週		学生一律5万円	一か月の延納	
大阪産大	4月27日	前期授業すべて				
近畿大	5月11日		PCルーター有償貸与	学生一律5万円。奨学金20万円貸与	一か月の延納	
甲南大	4月20日	6月5日		学生一律5万円。給付奨学金(5月末日に詳細)	5月30日期限を8月20日に延納	
関西学院大	4月21日		5月7日以降、PC教室使用可			
神戸学院大	5月11日			学生一律5万円		
環太平洋大	5月11日	5月22日		学生一律3万円		

【全学生対象】オンライン授業などの修学環境整備のための給付

大学名	名称	支援額(円)	総額(百万円)	備考
北星学園大学	通信環境整備等支援金	50,000		遠隔授業環境整備
札幌学院大学	修学支援金	50,000		遠隔授業環境整備
藤女子大学	学修環境整備奨学金	50,000		遠隔授業環境整備
北海学園大学	環境整備支援金	50,000	500	遠隔授業環境整備
旭川大学	通信環境整備支援	30,000		遠隔授業環境整備
北海道文教大学	修学支援金	50,000		遠隔授業環境整備
北海道科学大学	通信環境整備支援金	30,000		遠隔授業環境整備
東北芸術工科大学	在宅学修支援金	3万円程度		リモート授業対応として施設設備費相当額3か月分を返金
東北公益文科大学	生活支援給付金	50,000		生活支援
中央大学	特別支援措置	50,000	1,300	
城西大学	臨時奨学金	50,000	700	遠隔授業環境整備
芝浦工業大学	臨時奨学金	60,000		遠隔授業環境整備 ※後期学費減額により支給
神奈川大学	修学支援金	50,000		
学習院大学	学生支援給付金	60,000		遠隔授業環境整備
日本体育大学	支援金	40,000	300	遠隔授業環境整備
国士舘大学	緊急給付金	80,000		遠隔授業環境整備
武蔵大学	特別奨学金	50,000		遠隔授業環境整備
桜美林大学	学修環境整備充実奨学金	20,000		遠隔授業環境整備
東洋大学	特別修学支援金	50,000	1,500	
青山学院大学	環境整備支援	50,000		遠隔授業環境整備
立教大学	学修環境整備奨学金	50,000		遠隔授業環境整備など
獨協大学	遠隔授業支援特別奨学金	100,000		遠隔授業環境整備
早稲田大学	緊急支援金	100,000		
淑徳大学	緊急学生支援	50,000		遠隔授業環境整備
尚美学園大学	学修環境整備支援	30,000		遠隔授業環境整備
大東文化大学	特別支援金	50,000		遠隔授業環境整備
拓殖大学	遠隔授業支援特別奨学金	50,000		遠隔授業環境整備
東京家政学院大学	遠隔授業環境整備支援	30,000		遠隔授業環境整備
武蔵野大学	学修支援金	50,000		※後期学費から減額により支給
明海大学	学修環境整備奨学金	50,000		遠隔授業環境整備
目白大学	新型コロナウイルス関連支援金	50,000	300	
和光大学	特別給付金	50,000		遠隔授業環境整備
// 芸術学科	実習費4割減額			※入学年度により傾斜あり
東京経済大学	修学支援特別奨学金	50,000		遠隔授業環境整備
立正大学	修学支援特別奨学金	50,000		遠隔授業環境整備
明治学院大学		50,000	600	遠隔授業など学修環境全般整備
日本女子大学	遠隔授業特別支援金	30,000		遠隔授業環境整備
明星大学	学修環境整備奨学金	30,000		遠隔授業環境整備
大正大学	奨学費給付	50,000	250	学修環境全般整備
東海大学	遠隔授業支援金	上限10,000		ネットワーク環境整備費用への実費支援
創価大学	緊急支援給付金	50,000		遠隔授業環境整備を含む経済支援
山梨英和大学	自修環境整備補助	50,000	30	自宅のネット環境整備
明治薬科大学	奨学金	50,000		遠隔授業環境整備
白鴎大学	支援金	50,000		遠隔授業環境整備
日本工業大学	緊急奨学金	50,000		遠隔授業環境整備
聖徳大学	緊急経済支援	50,000		遠隔授業環境ほか学習環境全般整備
大妻女子大学	学修環境支援特別奨学金	50,000		遠隔授業環境整備
共立女子大学	受講環境整備経済支援	50,000		遠隔授業環境整備
東京家政大学	緊急経済支援	50,000	400	遠隔授業環境整備、収入減対応
中京大学	修学支援金	50,000	600	遠隔授業環境整備と修学支援
名城大学	緊急支援	50,000		学修環境整備
愛知大学	緊急学修支援金	50,000		学修環境整備
愛知学院大学	オンライン授業受講支援	100,000		遠隔授業環境整備
愛知工業大学	特別奨学金	50,000		遠隔授業環境整備、経済的支援
大同大学	特別奨学金	50,000		遠隔授業環境整備
名古屋学院大学	特別修学支援金	50,000		修学支援
岐阜協立大学	学修環境整備支援金	20,000		遠隔授業環境整備
朝日大学	臨時奨学金	50,000		遠隔授業環境整備
京都産業大学	修学支援金	50,000		遠隔授業環境整備
京都精華大学	緊急学修継続奨学金	50,000		遠隔授業環境整備、経済的影響対応
佛教大学	緊急支援金	50,000		学修環境全般整備
京都外国語大学	経費助成	20,000		遠隔授業環境整備 ※秋学期学費納付額減額により支給
京都ノートルダム女子大学	緊急支援金	30,000		遠隔授業環境整備
龍谷大学	オンライン授業給付奨学金	30,000	600	遠隔授業環境整備
京都芸術大学	施設設備費の一部返金			施設設備費年額*77%/12か月
京都ノートルダム女子大学	緊急支援金	30,000		遠隔授業環境整備
京都文教大学	緊急支援奨学金	30,000		遠隔授業環境整備
長浜バイオ大学	緊急支援金	20,000		遠隔授業環境整備
大阪成蹊大学	学修環境整備支援金	30,000		遠隔授業環境整備
徳島文理大学	特別奨学金	50,000		遠隔授業環境整備
広島国際学院大学	施設設備費の減額(検討中)			
広島工業大学	臨時奨学金	50,000		遠隔授業環境整備
西南学院大学	支援金	50,000		遠隔授業環境整備/中高は一人3万円
福岡大学	修学支援金	10,000		遠隔授業環境整備 ※ギフトカードで支給

文科省等の諸会議、

発表資料

対象期間は2/17～5/24
(情報公開日)です。

文部科学省等

<新型コロナ関係>

2020年3月10日

- 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案
(他に文化庁も。[35条] 遠隔授業等での教材の公衆送信に関して、要承諾から「有償無承諾」となり、4月28日施行。ただし今年度は無償に)

2020年3月11日

- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた学校法人の運営に関する取扱いについて
(「理事会は単に議決を行うための機関ではなく、理事が議題について相互に意見交換を行うことにより学校法人の業務執行の意思決定を行うことが期待されるものであることから、書面のみで決議を行うことは認められない」。実際の理事会は一部書面でも開催可能。白紙委任や理事長等への一任等は出席者とみなせない。テレビ会議等でも相互に十分な議論を行うことができれば許容。評議委員会も同様)

2020年3月19日

- 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について
(国公立大向け。職員には、安衛法の側面も。検診延期や、安全衛生委員会は弾力的に)

2020年4月2日

- 大学等における遠隔授業の実施に当たっての学生の通信環境への配慮等について
(遠隔授業は、異なる授業形態を組み合わせたり、PC室開放や機器貸し出しや、留学生の海外からのアク

セスにも配慮を)

2020年4月17日

- 大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について
(感染者が発生した場合や、地域として、もしくは特措法による休業について)

2020年4月27日

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた高等教育の修学支援新制度の運用等について
(6月末までを重点支援期間に。収入が減少した前月末から起点に。支給は申請月から開始。修学支援申し込みは6月末の回を設定。なお大学への減免分支払いは、進学届けを5/26までに出していれば8～9月、それ以降は21年1月を予定)

2020年4月30日

- 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する経済的支援等について
(授業料納付猶予弾力的に、分納、免除・減免等の配慮を。納入期限を超えた学生にも配慮を行い、事情のある学生に不利益がないように)

2020年5月1日

- 大学等における遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について
(特例措置として、対面授業ではなく、遠隔授業等の運用を認める。条件はシラバスの下に実施され、教員が実施状況を把握でき、学生個人へ確実に伝わり、質問にも答えること等。実習は分散登校等の配慮を)

2020年5月13日

- 新型コロナウイルス感染症対策に関する大学等の対応状況について
(私大の87%が授業開始時期を延期。65%が遠隔授業を実施、31%が検討中)

2020年5月14日

- 感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン

(使用制限等の要請がある地域では、最低限の研究活動維持に従事する教職員以外は、可能な限り在宅で研究活動を。再開された地域では、感染拡大の予防を行い、在宅勤務やオンラインの活用を)

2020年5月15日

- 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等における教育研究活動の実施に際しての留意事項について
(対面授業開始は所属地の衛生主管部局と相談を。開始時は3密回避し、衛生管理を)

2020年5月19日

- 学生支援緊急給付金給付事業(「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』)について
(アルバイト学生向け。43万人対象で530億円規模。非課税世帯学生は20万円、その他は10万円。推薦リストは6月19日までに送付を)

2020年5月22日

- 大学等における学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A(5月22日時点)
(4月1日、21日分では、10週又は15週以外の授業期間を許容。足りないコマを補講・遠隔授業・課題で補うことも可能。学期の始期・終期の日付は学則と整合するように。遠隔授業は教育効果の担保を。成績評価は、シラバス準拠、実施状況把握、学生との確実なやりとり等に留意。可否のみの判定に変更も可。5月22日は、遠隔授業で、非常勤講師を含む教員の過度な負担を避け、学生の通信環境に配慮し不利益が生じないように努め、障害がある学生への配慮等を追加)

厚労省

2020年5月19日

- 新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方角け)
(欠勤中の賃金は60%超が望ましい。テレワーク費用を労働者負担とするには、就業規則への記載が必要。1年変形労働時間制を実施中でも、コ

コロナ対策用に特例的に労使合意で変更可能。コロナは三六協定における特別条項の理由の対象に)

* 国立情報学研究所 *

2020年5月29日開催予定

- 4月からの大学等遠隔授業に関する取組状況共有サイバーシンポジウム (遠隔授業の準備及び実施に当たった課題とその解決策、良好事例など、文科省からの説明あり。アーカイブも)

* 大阪府 (兵庫県も同様) *

- 5月16日以降の緊急事態措置の概要 (5月16日から5月31日まで) (大学は「間隔は最低1m以上、少人数・滞在時間短く、換気・入れ替え時の消毒、学生同士の大声での会話防止、歯学部実習などハイリスク実習に注意」などの対策を遵守することを条件に、休止要請解除。京都府は継続し、5月23日に再開条件提示)

* 文部科学省 *

< 一般政策等 >

2020年3月18日

- 令和元年度大学等卒業予定者の就職内定状況調査 (2月1日現在) (大学生は92.3% [前年同期比0.4%増] 過去最高に)

2020年3月31日

- 大学等設置に係る寄附行為 (変更) 認可後の財政状況、及び施設等整備状況調査結果について (令和元年度) (対象158法人。30法人へ主として書類の期日遅れ等の「法令違反」、14法人へ理事会の出席者等の「是正」の指摘が)

2020年4月2日

- 設置計画履行状況等調査の結果につ

いて (令和元年度) (対象437校中、著しい定員未充足や超過、教員未充足等の是正意見9校、改善意見104校)

2020年4月22日

- 「外国人留学生在籍状況調査」及び「日本人の海外留学者数」等について (2019年5月1日現在、外国人留学生は312,214人 [4.4%増]、中国124,436人、ベトナム73,389人、ネパール26,308人の順)

2020年5月8日

- 日本学生支援機構奨学金事業における保証制度の在り方についての中間報告まとめ (19年度の機関保証は56.3%)
- 令和2年度補正 (第1号) 各目明細書 (私大情報機器整備費補助金106億、経常費補助金2.95億円など)

< 科学技術・学術審議会 >

2020年1月29日開催

- 第10期研究費部会 (第8回) 議事録 (大学における基盤の経費に関して、早稲田副総長が、タイムズハイアーエディケーションの社長から、「日本の大学ランキングが低いのは、GDPに対する日本の教育研究予算は、アフリカの開発途上国と同じような割合なので、ランキングに大きく響く」と言われたと)

2020年2月27日開催

- 研究開発基盤部会 (第4回) 議事録 (総合イノベーション会議の「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」について、委員から「全体的に見て、美辞麗句というか、今までのものと余り変わらない。これで本当に何を生み出せるのか。研究人材・予算・環境と、科学技術として目指すロー

ドマップとの対応がよく見えない」という指摘も)

< 調査研究協力者会議等 >

2020年3月19日

- 大学入試のあり方に関する検討会議 (第4回) 配布資料 (「私大協アンケート」では、自主的に27%が来年度入試で英語4技能評価を実施し23%が検討中。内77%が民間試験を活用。記述式は、65%が実施、17%が検討中。センター試験での入学者が少ないので、共通テストでの民間試験活用や、記述式の必要性は少ない。また記述式を導入するならば、センターが採点を。今後は「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」を設置し、調査書等を議論予定)

* 厚労省 *

2020年4月30日

- 第6回「裁量労働制実態調査に関する専門家検討会」議事録 (4月6日開催) (座長より「(5) 働き方の多様性を考慮した平均値の考え方について」に関して、特に裁量労働制の場合に、休みの日数をたくさん確保したいので、大学の先生がよくやるが、働く日数を、授業の日を月曜日とか火曜日にまとめて、あとは研究をするという人もいる。そういう働き方を認めるのがむしろ裁量労働制だと思うので、この場合の平均値はどう表現するか、との発言が)

* 法務省 *

2020年3月27日

- 平成31年・令和元年の「在留資格取消件数」について (留学は43%で最多、その中でベトナムが59%)

今年の全国私大教研はオンラインで開催します

8月29日(土)～31日(月)、就実大学で開催予定であった第31回全国私大教研は、新型コロナウイルスによる感染の恐れがあることを考慮し、オンラインで開催することとなりました。

全体集会は、8月30日(日)に前川喜平氏による記念講演と基調報告を行います。セッションは検討中です。詳細が決まり次第お知らせいたします。

検察庁法改正案の廃案を求める声明

2020年5月18日
日本私立大学教職員組合連合
(日本私大教連)
中央執行委員会

政府は、今通常国会に検察庁法改正案を含む国家公務員法改正法案を提出し、同法案は現在審議に付されている。

検察庁法改正案によれば、①検察官の定年年齢を63歳から65歳に引き上げる、②役職定年制を設け63歳とする、③内閣が必要と判断すれば、その定年年齢を最高3年間引き延ばすことができるものとされる。①および②については、定年年齢の引き上げ等は、現在の社会的趨勢からみて不適當なものとはいえない。問題なのは、③の内閣の判断で検察官の定年延長を可能とする点にある。

検察官は、とりわけ刑事事件において逮捕、取り調べ、公訴権などの強力な権限を保持していることから「準司法官」と呼ばれることもある。司法権が適切に行使されるためにもその職責は重い。そのため、一般の公務員以上の倫理性が求められるだけでなく、時の政府との関係でも政治的中立性が強く求められ職務の独立性が保障されなければならない。しかし、政府の判断により定年延長が認められるとすれば、政府にとって都合がいい検察官を恣意的に選択し、その地位にとどめることが可能となる。

安倍首相は、恣意的な運用は起こらないと空疎な主張を繰り返している。しかし、第2次安倍内閣以降に発生した様々な疑惑は、かえって恣意的な運用の危険性を示している。森友・加計・桜を見る会など、安倍首相自身が関与する疑惑に対する検察の対応を見れば明らかである。また、集団自衛権行使をめぐる憲法解釈変更に際し、内閣法制局長官の人事についても、従来慣行を無視し、きわめて恣意的な選任を行った。今回の改正が特定の人物を念頭に置いて行われ、定年延長をさかのぼって合法化することが狙いであるともいわれている。

検察官の定年年齢は、一般法である国家公務員法ではなく、その特別法である検察庁法で定められている。検察官には国家公務員法の適用はされないことは、従来政府答弁でも明確にされてきたことである。ところが、政府は、法改正が必要であるにもかかわらず、法解釈によって、一般法が適用されるように変えてしまった。治安維持法が勅令によって改正されたことを彷彿させるものである。これは、法治主義の破壊である。

このように、今回の改正案は、行政の中立性を破壊し、内閣による官僚の政治支配を貫徹させるだけでなく、権力分立など憲法の要請を無視し立憲主義にも反するものであり、廃案とすることを強く要求する。

以上

お詫び

新型コロナの影響で4月号は発行しても学内に教職員がいないという状況でした。そのため発行を見合わせました。申し訳ありません。今回は4月・5月の合併号として通常よりページ数を増やしPDFで発行いたしました。